

提案書及び見積書の徴取を求める企業の考え方(案)

浄化対策工事の実施にあたっては、周辺的生活環境の保全を第一目標とする。したがって、浄化対策工事により生活環境に影響をおよぼさないよう関係諸法規の基準を十分遵守し、万全を期す内容のものとする必要があることから、提案書及び見積書の徴取を求める企業については、次の条件を重視し、本件への参加協力を求める。

経営事項審査⁽¹⁾結果通知書における、土木一式工事に係る総合評定値が 1,500 点以上であること

土壌汚染対策法による指定調査機関であること

吹田市の登録業者（建設工事）⁽²⁾であること

1：経営事項審査

建設業者の施工能力、財務の健全性、技術力等を判断するための資料として、その企業の完成工事高、財務状況、技術者数などの項目（客観的事項）を総合的に評価するものです。

公共工事を国、地方公共団体から直接請け負う（元請）建設業者は、経営事項審査を必ず受ける必要があります（建設業法第 27 条の 23）。

出典：「経営事項審査申請の手引き(平成 24 年 7 月)」

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

2：吹田市の登録業者（建設工事）

吹田市が発注する建設工事にかかる競争入札等の入札参加資格を有する業者のことをいう。